

別表(第14条関係)
保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)		
階層 区分	定義	3歳未満児の 場合	3歳以上児の 場合	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度分の市民税非課税世帯	4,860 (1,940)	1,860 (740)
C1		前年度分の市民税のうち均等割の額のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	9,380 (3,750)	6,380 (2,550)
C2		前年度分の市民税のうち所得割の課税額が10,000円未満である世帯	10,480 (4,190)	7,480 (2,990)
C3		前年度分の市民税のうち所得割の課税額が10,000円以上である世帯	11,920 (4,760)	8,920 (3,560)
D1		A階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年分の所得税の額が2,500円未満である世帯	14,240 (5,690)
D2	前年分の所得税の額が2,500円以上5,000円未満である世帯		15,540 (6,210)	12,540 (5,010)
D3	前年分の所得税の額が5,000円以上8,500円未満である世帯		16,680 (6,670)	13,680 (5,470)
D4	前年分の所得税の額が8,500円以上24,000円未満である世帯		19,800 (7,920)	16,800 (6,720)
D5	前年分の所得税の額が24,000円以上40,000円未満である世帯		22,120 (8,840)	19,120 (7,640)
D6	前年分の所得税の額が40,000円以上55,000円未満である世帯		24,500 (9,800)	21,500 (8,600)
D7	前年分の所得税の額が55,000円以上70,000円未満である世帯		26,820 (10,720)	23,820 (9,520)
D8	前年分の所得税の額が70,000円以上85,000円未満である世帯		29,720 (11,880)	26,720 (10,680)
D9	前年分の所得税の額が85,000円以上103,000円未満である世帯		32,540 (13,010)	29,540 (11,810)
D10	前年分の所得税の額が103,000円以上257,500円未満である世帯		35,840 (14,330)	32,840 (13,130)
D11	前年分の所得税の額が257,500円以上413,000円未満である世帯		37,960 (15,180)	34,960 (13,980)
D12	前年分の所得税の額が413,000円以上である世帯		39,040 (15,610)	36,040 (14,410)

備考

- 1 この表における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割の計算をする場合には、同法第314条の6、第314条の7及び、第314条の8並びに、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)(寄付金控除)、同法第92条第1項(配当控除)、第95条第1項、第2項及び第3項(外国税額控除)
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)、第41条の3の2第4項及び第5項(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)、第41条の18第1項及び第2項(政党等寄付金特別控除)、第41条の19の2第1項(住宅耐震改修特別控除)、第41条の19の5第1項(電子証明書等特別控除)
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 3 保育料欄の()内は、同一世帯に保護者が養育している就学前児童が2人以上いる場合、その2人目の児童に適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、同一世帯内に保護者が養育している小学校3年生以下の児童が3人以上いる場合、その3人目以降の児童の保育料を無料とする。
- 5 年度途中における階層区分の変更は、変更理由の生じた月の翌月から変更する。ただし、税額再認定については、年度当初又は入所した日にさかのぼって変更する。
- 6 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料徴収金基準額とする。
 - (1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	保育料徴収金基準額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
B	0円	0円
C1	8,380円 (3,350円)	5,380円 (2,150円)
C2	9,480円 (3,790円)	6,480円 (2,590円)
C3	10,920円 (4,360円)	7,920円 (3,160円)

- 7 当分の間、3歳未満の入所児童については、この表の規定にかかわらず3,000円を限度として、同一階層の3歳以上児保育料と同額までその保育料を軽減する。